

Ⅲ ハラスメントをしないための基本的な心構え

1. はじめに

教職員および学生等は、規程およびガイドライン（この文書のことです。）に従い、自分の行為がハラスメントとならないよう、心がけなければなりません（規程3条）。

ハラスメントをしないようにするためには、まず何よりも、基本的人権を尊重する立場に立つことが重要です。自分の行為がハラスメントとなるのかどうかの判断は、一見すると難しいもののようにも思われますが、相手を自分や自分にとって大切な人に置き換えてみると、その判断は格段に容易なものとなります。例えば、自分の行為がセクシュアル・ハラスメントとなるのかどうかを判断するにあたっては、その行為が、自分のパートナーや子どもに向けられた場合を想像してみるのがよいでしょう。もしそれが不快に感じられるのであれば、その行為はセクシュアル・ハラスメントにあたる可能性が高いと考えて差し支えありません。また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関しては、自分が同様の行為を受けた場合にどのように感じるかを考えてみるのがよいでしょう。不公平と感じたり、やる気が減退すると感じたりするようであれば、それはアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる可能性が高いと考えて差し支えありません。

そのうえで、以下の点についても、十分に認識しておくことが重要です。

2. 相手の受け止め方が重要であるということ

先に述べたように、ハラスメントの成立要件の1つである「環境を害する」行為の有無の判断は、「平均的な人の感じ方」を基準にして行われます。しかし、このことは、当該事案における行為の相手が実際にどのように感じたのかは問題にならないということの意味するものではありません。特に、性的な言動に対する受け止め方は、個々人の個性や、性的指向・性自認のあり方によって極めて多様であるため、「平均的な人」ならどのように感じるかを基準にしつつも、当該相手が実際にどのように感じたのかということも重要な意味をもつこととなります。そして、「環境を害する」行為に関するこのような判断の実態は、多かれ少なかれ、他のハラスメントの類型にもみられるものと考えられます。

親しさを表現するつもりで行った言動が、自分の意図に反して、相手を不快にさせてしまい、その就業環境や修学環境を害する場合はしばしばあります。また、「少し意地悪な言い方にはなるが、この程度であれば相手も許してくれるだろう」という身勝手な憶測にもとづき発せられた言葉が、相手の心を深く傷つけてしまうこともあります。こうした勝手な思い込みがハラスメントを生む原因となっていることを、十分に認識しておく必要があります。

3. 同じ言動を繰り返さないこと

相手が拒否したり、嫌がったりしていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないことが重要です。

4. 常に相手から明確な被害の訴えがあるとは限らないこと

自分が行った言動に対し、常に相手から「不快である」という明確な被害の訴えがあるとは限りません。特に、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントのように、行為者と相手の間に上下関係が存在する場合、相手は、しばしば自分が不利な立場に置かれることを恐れて、明確に被害を訴えることを断念します。このような場合、行為者は、明確な被害の訴えがないからといって、自分が行った言動が相手に受け入れられたと考えてはいけません。目上の立場にある行為者は、平素から自分が行った言動が相手にどのように伝わるのかに気を配り、それが不適切な言動であるときときには、明確な被害の訴えがなくても、相手に謝罪するべきです。

5. 就業時間外の行為や授業時間外の行為もハラスメントとなりうる

就業時間外や授業時間外の行為も、立命館大学・立命館附属校における各種の活動と関連して行われたものであれば、ハラスメントとなる可能性があります（規程2条1項各号）。したがって、就業時

間終了後の懇親会や、授業終了後のコンパの席での行為も、規程2条1項各号に定める要件が満たされる場合、ハラスメントとなります。

■ 教員と学生等の恋愛について

1. 教員は絶対に優位な立場にあるということ

教員と学生等との関係は、対等なものではありません。特に大学では、教員と学生等が意見交換をし、議論をすることも珍しくないことから、一見すると、両者の関係が対等であるかのように感じられますが、教員は、学生等に対して成績評価権を有していることから、学生等に対して絶対に優位な立場にあります。

また、大学院においては、指導教員の力はさらに強いものとなります。大学院における指導教員は、学位論文の審査において合否の判定を下す権限を有しており、指導する大学院生に対して決定的な影響力を行使することができます。教員は、大学院生に対するこうした優位性を自覚し、自分の行為がハラスメントとならないよう、平素から細心の注意を払わなければなりません。

以上のことから、教員と学生等との恋愛関係は、これがひとたび破綻すると、ハラスメントの成否をめぐって深刻な問題を引き起こすこととなります。特に、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、当該児童・生徒のその後の成長発達に重大な悪影響を与えることとなります。この点からも、教員には強い自覚と自制が求められます。

2. 教育・研究の健全な環境を保持するために

教員は、学生等に対して絶対に優位な立場にあることを常に自覚し、学生等と不適切な関係に陥らないよう、細心の注意を払う必要があります。しかし万一、自分が指導する学生等や、成績評価権をもつ学生等と恋愛関係をもつに至った場合には、当該教員は、当該学生等の修学環境や研究環境を保持し、評価の公平性を確保するため、所属する学部・研究科・教学機関または立命館附属校の監督者（規程2条7項）にその旨を申し出なければなりません。そして、それを受けた監督者は、その責務として、当該学生等のため、教育・研究上必要な措置をとることが求められます。